

平成27年6月25日記者発表資料

平成27年6月25日作成  
まちづくり部 道路河川課  
課長：藤原 伸一  
内線：2241

## 三木市有料スポーツ施設指定管理者職員の 施設利用料金着服について

三木市有料スポーツ施設の指定管理者となっている「みきスポーツパートナーズ」の職員が、施設使用利用料を着服していた事実が判明しました。

### 1 指定管理委託の内容

(1)指定管理者 東京都品川区東品川4丁目10番1号  
みきスポーツパートナーズ  
代表団体 (株)コナミスポーツ&ライフ  
代表取締役社長 塩野 紀子

(2)指定管理期間 平成25年4月1日～  
平成30年3月31日

(3)年間指定管理料 1億1,165万6千円（平成27年度）  
（定額の指定管理料に加え、一定以上の収益があがった時は、市へ利益還元を行う。）

(4)業務内容 三木山総合公園、吉川総合公園、  
三木グリーンパーク、緑が丘スポーツ公園  
自由が丘北公園、巴運動公園、市民体育館、  
三木勤労者体育センター  
8施設の運営管理

## 2 経緯

- (1) 指定管理施設の一つである吉川総合公園において、6月12日に公園施設使用許可申請書がある利用で、使用料が未計上である事案が発覚し、みきスポーツパートナーズが調査を開始した。
- (2) みきスポーツパートナーズによる調査の結果、同正規職員1名による着服が平成27年6月22日に確認され、翌23日に同事案について、三木市へ報告があった。
- (3) 当該職員1名に対する処分について、代表団体である(株)コナミスポーツ&ライフから6月24日付で懲戒解雇したとの連絡があった。

## 3 着服額（指定管理団体の売上未計上額）

43,000円（現在判明している金額）

平成27年1月16日～5月21日の間の  
施設使用利用料 26件

## 4 市としての対応

- (1) 市において、着服の実態を把握するため詳細な調査を実施する。
- (2) このたびの事案においては、市や市民に対して損害は生じていないものの、市の施設でこのような事案が発生したことは誠に遺憾であり、市として事案の全容を明らかにした段階で、みきスポーツパートナーズへの対応を決定する。
- (3) 一方、市としても、指定管理の管理運営状況について、現地調査は行っているものの、会計上の調査は収支報告を受けたのみで、帳簿確認までは行ってこなかったため、今後は、帳簿と伝票の突き合わせを行う等、収支状況のチェック体制を強化し、再発防止を図る。